

平成19年9月25日判決言渡・同日判決原本受領 裁判所書記官 石黒 隆雄

平成18年(ワ)第990号 損害賠償請求事件

(平成19年7月24日口頭弁論終結)

判 決

広島市

原 告

広島市

原 告

広島市

原 告

上記3名訴訟代理人弁護士

板 根 富 規

北九州市小倉北区馬借2丁目6番1号

被 告

日商システム株式会社

同代表者代表取締役

北 村 信 夫

主 文

- 1 被告は、原告 に対し、119万5583円、内金113万0008円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員及び内金1万5000円に対する平成18年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告 に対し、18万0833円、内金15万2039円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員及び内金1万5000円に対する平成18年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告は、原告 に対し、85万6416円、内金77万9589円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員及び内金1万5000円に対する平成18年8月25日

から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

4 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

5 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告らの負担とし、その余を被告の負担とする。

6 この判決は原告ら勝訴の部分に限り仮に執行することができる。

事 実

第1 当事者の求める裁判

1 請求の趣旨

(1) 被告は、原告 (原告) に対し、198万1526円、内金169万7474円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年6分の割合による金員及び内金20万円に対する平成18年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被告は、原告 (原告) に対し、62万3103円、内金38万3705円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年6分の割合による金員及び内金20万円に対する平成18年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(3) 被告は、原告 (原告) に対し、170万4944円、内金137万5849円に対する平成19年3月7日から支払済みまで年6分の割合による金員及び内金20万円に対する平成18年8月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(4) 訴訟費用は被告の負担とする。

(5) 仮執行の宣言

2 請求の趣旨に対する答弁

請求棄却の申立て

第2 当事者の主張

1 請求原因

(1) 原告 分

ア 過払分

a 原告 は被告から継続的に金員を借り受けて、返済していたもので、その経緯及びこれを利息制限法所定の制限利率に引き直して計算したものは別紙充当計算書1記載のとおりである。

b 被告は原告 から支払われた利息が利息制限法所定の制限利率を超えていることを知っていた。

c 被告は商人である。

よって、原告 は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて、過払金額169万7474円、これに対する商事法定利率年6分の割合による利息のうち、各過払当日から平成19年3月6日までの間の分8万4052円及び平成19年3月7日から支払済みまでの分の支払を求める。

イ 取引履歴を開示しなかった不法行為分

原告 は、被告に対し、平成18年5月31日、双方間の取引履歴の開示を求めた。

被告の不開示により原告 はその経済的立ち直りと生活の再建が妨げられたので、その精神的苦痛を慰藉するには被告から原告 に対して18万円の支払をさせるのが相当である。

また、弁護士による訴訟追行を余儀なくされており、その費用相当額は2万円である。

よって、原告 は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、20万円及びこれに対する弁済期以降である本件訴状送達の日である平成18年8月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。

(2) 原告 分

ア 過払分

a 原告 は被告から継続的に金員を借り受けて、返済していたもので、その経緯及びこれを利息制限法所定の制限利率に引き直して計算したものは別紙充当計算書 2 記載のとおりである。

b 被告は原告 から支払われた利息が利息制限法所定の制限利率を超えていることを知っていた。

c 被告は商人である。

よって、原告 は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて、過払金額 38 万 3 7 0 5 円、これに対する商事法定利率年 6 分の割合による利息のうち、各過払当日から平成 19 年 3 月 6 日までの間の分 3 万 9 3 9 8 円及び平成 19 年 3 月 7 日から支払済みまでの分の支払を求める。

イ 取引履歴を開示しなかった不法行為分

原告 は、被告に対し、平成 17 年 7 月 11 日、双方間の取引履歴の開示を求めた。

被告の不開示により原告 はその経済的立ち直りと生活の再建が妨げられたので、その精神的苦痛を慰藉するには被告から原告 に対して 18 万円の支払をさせるのが相当である。

また、弁護士による訴訟追行を余儀なくされており、その費用相当額は 2 万円である。

よって、原告 は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、20 万円及びこれに対する弁済期以降である本件訴状送達の日である平成 18 年 8 月 25 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による金員の支払を求める。

(3) 原告 分

ア 過払分

a 原告 は被告から継続的に金員を借り受けて、返済していたもので、その経緯及びこれを利息制限法所定の制限利率に引き直して計算したも

のは別紙充当計算書3記載のとおりである。

b 被告は原告 から支払われた利息が利息制限法所定の制限利率を超えていることを知っていた。

c 被告は商人である。

よって、原告 は、被告に対し、不当利得返還請求権に基づいて、過払金額137万5849円、これに対する商事法定利率年6分の割合による利息のうち、各過払当日から平成19年3月6日までの間の分12万9095円及び平成19年3月7日から支払済みまでの分の支払を求める。

イ 取引履歴を開示しなかった不法行為分

原告 は、被告に対し、平成17年8月8日、双方間の取引履歴の開示を求めた。

被告の不開示により原告 はその経済的立ち直りと生活の再建が妨げられたので、その精神的苦痛を慰藉するには被告から原告 に対して18万円の支払をさせるのが相当である。

また、弁護士による訴訟追行を余儀なくされており、その費用相当額は2万円である。

よって、原告 は、被告に対し、不法行為による損害賠償請求権に基づいて、20万円及びこれに対する弁済期以降である本件訴状送達の日である平成18年8月25日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による金員の支払を求める。

2 請求原因に対する認否

(1) 原告 分

ア 過払分

a 同 a について

おおむね認める。ただし、取引履歴は別紙4(乙C5)記載のとおりであり、また、平成18年6月27日分57万9171円は保証会社に

よる支払であって、原告 によるものではない。

また、各契約当日に保証料を受領したことは認める（別紙充当計算書 1 記載の各契約当日の返済金欄記載の金額を示す）が、被告において取得したものではない。

これらの点を考慮して再計算すると、別紙 4（乙 C 5）記載のとおり、過払額は 40 万 6 0 3 2 円となる。

（保証料に関する原告 の主張等）

保証料は、訴外有限会社ドリームズカンパニー又は分離前相被告 A G I 株式会社に支払うものとして、被告が原告 から受領したものである。被告と A G I 株式会社との信用保証委託契約の内容も不明で、保証料の貸金に対する割合は年率で 2 5 ないし 4 0 % に達する。

よって、本件の保証料はいわゆるみなし利息であると判断される。

平成 1 8 年 6 月 2 7 日分 5 7 万 9 1 7 1 円が保証会社による支払であることは認める。

b 同 b について

否認する。

c 同 c について

認める。

イ 不法行為分

（原告 が開示を求めたことについては明らかに争わない）

その余の点は争う。被告による開示が遅れたのは故意によるものではない。

(2) 原告 分

ア 過払分

a 同 a について

おおむね認める。ただし、取引履歴は別紙 5（乙 C 6）記載のとおり

であり、また、平成17年7月25日分19万8897円は保証会社による支払であって、原告 によるものではない。

また、各契約当日に保証料を受領したことは認める（別紙充当計算書2記載の各契約当日の返済金欄記載の金額を示す）が、被告において取得したものではない。

これらの点を考慮して再計算すると、別紙5（乙C6）記載のとおり、原告 の被告に対する過払額は4万8703円となる。

（保証料に関する原告 の主張等）

保証料は、訴外有限会社ドリームズカンパニー又は分離前相被告AGI株式会社に支払うものとして、被告が原告 から受領したものである。被告とAGI株式会社との信用保証委託契約の内容も不明で、保証料の貸金に対する割合は年率で25ないし40%に達する。

よって、本件の保証料はいわゆるみなし利息であると判断される。

平成17年7月25日分19万8897円が保証会社による支払であることは認める。

b 同bについて

否認する。

c 同cについて

認める。

イ 不法行為分

（原告 が開示を求めたことについては明らかに争わない）

その余の点は争う。被告による開示が遅れたのは故意によるものではない。

(3) 原告 分

ア 過払分

a 同aについて

おおむね認める。ただし、取引履歴は別紙6（乙C7）記載のとおりであり、また、平成17年8月23日分59万1577円は保証会社による支払であって、原告 によるものではない。

また、各契約当日に保証料を受領したことは認める（別紙充当計算書3記載の各契約当日の返済金欄記載の金額を示す）が、被告において取得したものではない。

これらの点を考慮して再計算すると、別紙6（乙C7）記載のとおり、原告 の被告に対する債務額は7万7016円となる。

（保証料に関する原告 の主張等）

保証料は、訴外有限会社ドリームズカンパニー又は分離前相被告AGI株式会社に支払うものとして、被告が原告 から受領したものである。被告とAGI株式会社との信用保証委託契約の内容も不明で、保証料の貸金に対する割合は年率で25ないし40%に達する。

よって、本件の保証料はいわゆるみなし利息であると判断される。

平成17年8月23日分59万1577円が保証会社による支払であることは認める。

b 同bについて

否認する。

c 同cについて

認める。

イ 不法行為分

（原告 が開示を求めたことについては明らかに争わない）

その余の点は争う。被告による開示が遅れたのは故意によるものではない。

第3 証拠

本件記録中の書証目録記載のとおりである。

理 由

1 請求原因について

(1) 原告 分について

ア 過払分について

a 同 a について

事実関係は取引履歴の一部及び保証料の性質を除いて当事者間に争いがない。また、平成18年6月27日分57万9171円が保証会社による支払であることも当事者間に争いがない。

取引履歴については、原告 の充当計算書における計算は被告による開示に基づくものであることが弁論の全趣旨によって明らかであるから、双方の主張においてくいちがいのある部分については被告の主張によることが相当である。

被告が原告 から保証料として別紙充当計算書1記載のとおり受領したこともまた当事者間に争いがない。

次に、保証料率は貸金の5%・6%の二種類であり、乙C1によれば、各貸金の返済期に係る定めは概ね5か月であることが認められるから、仮に6か月としても、その保証料率は年率にして10ないし12%に達する。本件に関すると思われる保証会社と被告との信用保証委託契約の内容は全く不明であって、上記保証会社の原告 に対する与信の経緯も不明である（ちなみに、被告が原告 から受領した保証料が上記保証会社に支払われたかどうかもまた不明である）。

そうすると、保証料として支払われた金員についてはこれを利息制限法3条所定の利息とみなすほかない。

以上を総合して再計算すると別紙充当計算書7記載のとおりとなる。

b 同 b について

貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率で貸付けを行った

場合、貸金業者は、貸金業の規制等に関する法律（貸金業法）43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有効な利息の弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められないときは、当該貸金業者は、同項の適用があるという認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」であると推定される。

本件については、貸金業者である被告は、制限利率を超過する約定利率で原告 に対して各貸付を行い、制限超過部分を含む各弁済金員を受領したことが明らかであって、被告は貸金業法43条1項の適用があることについては何ら主張立証をせず、上記弁済金員のうち制限超過部分をその当時存在する他の貸金債権に充当することを前提とした計算書を提出しているから、上記弁済金員を受領した時点において貸金業法43条1項の適用があるという認識を有していたとする主張をしているとはいえないから、上記特段の事情の存否を論ずる余地もない（以上につき、最高裁判所第三小法廷平成19年7月17日判決参照）。

c 同cについて

当事者間に争いが無い。しかしながら、本件取引が商行為であったとしても、過払金を不当利得として返還する場合の利息の利率は民法所定の年5分であると解するのが相当である（最高裁判所第三小法廷平成19年2月13日判決・民集60巻1号掲載予定）。

イ 不法行為分

原告 が開示を求めたことについては被告において明らかに争わないからこれを自白したものとみなす。

被告の開示が遅れたことについて被告は故意によるものではない旨主張するところ、本件全証拠によるもこれを認めるに足りない。

そして、遅くとも本件にいたって取引履歴が開示されたことに照らすと、慰謝料及び弁護士費用として1万5000円が相当である。

ウ そうすると、原告 の請求は主文1項記載の限度で理由があるにとどまる。

(2) 原告 分について

過払分について再計算の結果が別紙充当計算書8記載のとおりとなること、保証料率が貸金の5%・10%となって、乙C2によれば、各貸金の返済期に係る定めは3か月ないし5か月であることを認められることのほか、原告 について判断したことと概ね同様である。

そうすると、原告 の請求は主文2項記載の限度で理由があるにとどまる。

(3) 原告 分について

過払分について再計算の結果が別紙充当計算書9記載のとおりとなること、保証料率が貸金の5%となって、乙C3によれば、各貸金の返済期に係る定めは3か月ないし5か月であることを認められることのほか、原告 について判断したことと概ね同様である。

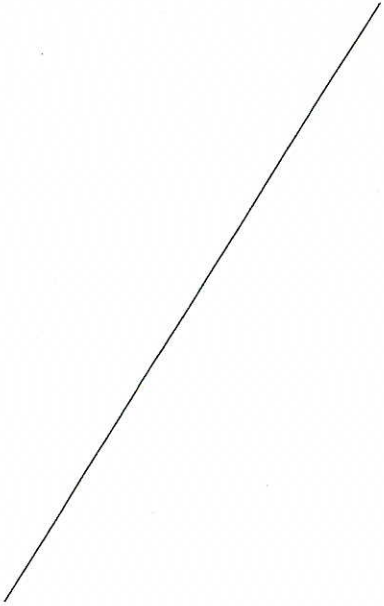
そうすると、原告 の請求は主文3項記載の限度で理由があるにとどまる。

2 結論

よって主文のとおり判決をする。

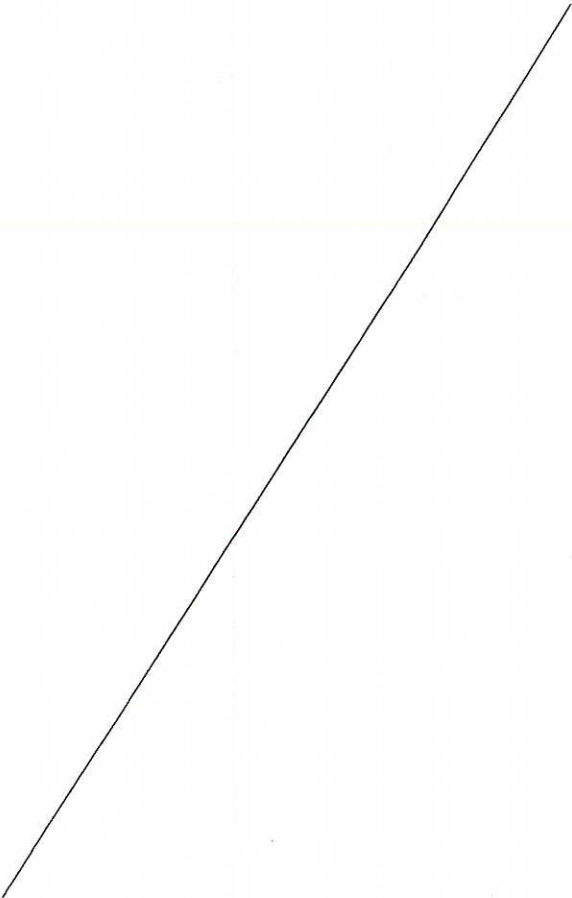
広島地方裁判所民事第2部

裁 判 官 橋 本 良 成



別紙 1 ~ 9

計算書 計 1 5 1 枚 省略



これは正本である

平成19年9月25日

広島地方裁判所民事第2部

裁判所書記官 石黒 隆雄

